

支出証拠書

6/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内 容	リモート会議用ソフトウェア利用料金 (ズーム)		
年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 5 月 12 日	金 額	921 円

目 的	無料プランでは対応できないリモート会議を企画する
使 途	年間利用料 (2021年5月13日～2022年5月12日)
政務活動・ 県政との 関連性	コロナ禍の政務活動における情報交換において長時間のリモート会議を企画する機会が増えたため。
<p>《領収書貼付枠》 別添 クレジットカード明細・請求書 参照</p> <p>年間(2021/5/13～2022/5/12)                  利用料金 20,100 円                  消費税 2,010 円                  計 22,110 円</p> <p>2021年5月に、<math>22,110 \text{ 円} \times 11 \text{ ヶ月分}(2021/05 \sim 2022/03) \div 12 \text{ ヶ月} = 20,267 \text{ 円}</math>請求済</p> <p>2022年4月分として、<math>22,110 \text{ 円} - 20,267 \text{ 円} = 1,843 \text{ 円}</math>請求 (今回)</p> <p style="text-align: right;">→ 3 年 6 月 整理番号 6-8 参照</p>	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	1,843 円	1/2 %	921 円

支出証拠書

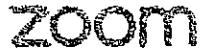
6/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	リモート会議用ソフトウェア利用料金		
年月日	令和3年5月13日～令和4年3月31日	金額	10,133円

目的	無料プランでは対応できないリモート会議を企画する
使途	年間利用料
政務活動・ 県政との 関連性	コロナ禍の政務活動における情報交換において長時間のリモート会議を企画する機会が増えたため。
<<領収書貼付枠>> 別添 請求書 クレジット明細書 参照  年間(2021/5/13～2022/5/12)利用料金 20,100円 消費税 2,010円 計 22,110円  $22,110円 \times 11ヶ月分(2021/05 \sim 2022/03) \div 12ヶ月 = 20,267円$  ↑ 令和3年度分	

案分の理由 後援会活動と按分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	20,267円	1/2 %	10,133円



INVOICE

Zoom Video Communications Inc.  
55 Almaden Blvd, 6<sup>th</sup> Floor  
San Jose, CA 95113

Business Registration Number: 00098

Remittance Details should be sent to:  
Finance@zoom.us

Purchase Order Number:

Customer VAT/Tax Number:

Invoice Date: May 13, 2021  
Invoice #: INV85878959  
Payment Terms: Due Upon Receipt  
Due Date: May 13, 2021  
Account Number: [REDACTED]  
Currency: JPY  
Account Information: Shunichi Rachi  
浜松市北区細江町中川 7172-698, ラトウール 101  
浜松市北区, 4311304  
Japan  
[REDACTED]

Zoom W-9

\*日付は米国太平洋標準時 (PST)

Question about your Billing?

**CHARGE DETAILS**

Charge Description	Service Period	Subtotal	Tax	TOTAL
Charge Name: Standard Pro Annual Quantity: 1 Unit Price: JPY20,100	May 13, 2021-May 12, 2022	JPY20,100	JPY2,010	JPY22,110

**INVOICE TOTALS**

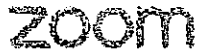
Subtotal:	JPY20,100
Total (Including Tax):	JPY22,110
Invoice Balance:	JPY0

**TAX DETAILS**

Charge Name	Tax Name	Jurisdiction	Charge Amount	Tax Amount
Standard Pro Annual	Consumption Tax 10.000%	Federal	JPY20,100	JPY2,010
			<b>Total Tax</b>	<b>JPY2,010</b>

**TRANSACTIONS**

Invoice Total	JPY22,110
---------------	-----------



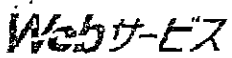
INVOICE

Transaction Date	Transaction Number	Transaction Type	Description	Applied Amount
May 13, 2021	[REDACTED]	Payment		(JPY22,110)
<b>Invoice Balance</b>				<b>JPY0</b>

Zoom Video Communications, Inc. collects and pays consumption tax.

*This plan includes products with monthly and/or yearly subscription periods. The subscription period for each plan, and the total charge, JPY20,100 (plus applicable taxes and regulatory fees), per subscription period for that product are set out above in the Charge Details section. Unless you cancel, your subscription(s) will auto-renew each subscription period and each subscription period thereafter, at the price(s) listed above (plus any taxes and regulatory fees applicable at the time of renewal) and your payment method on file at [zoom.us/billing](https://zoom.us/billing) will be charged. You can cancel auto-renewal anytime, but you must cancel by the last day of your current subscription period to avoid being charged for the next subscription period. You will not be able to cancel your "base plan" (Zoom Meetings, Zoom Phone, or Zoom Rooms) without first canceling all other subscriptions in your plan. If you cancel, you will not receive a refund for the remainder of your then-current subscription period. You can cancel by navigating to [zoom.us/billing](https://zoom.us/billing) and clicking "Cancel Subscription," clicking through the prompts, and then clicking to confirm cancellation. Should Zoom change its pricing, it will provide you with notice, and you may be charged the new price for subsequent subscription.*

Zoom Phone services provided by Zoom Voice Communications, Inc. Rates, terms and conditions for Zoom Phone services are set by Zoom Voice Communications, Inc.



ご利用代金明細照会 確定

ご利用明細

印刷日時: 2021年5月24日 12:17

[ 2021年6月分のご利用代金明細照会最終閲覧日時: 本日が明細内容確定後の初来訪日となります。 ]

良知 駿一様 ご利用明細(確定)を表示しております。

カード種類	[REDACTED]	照会月	2021年6月
カード名称	[REDACTED]	明細作成日	2021年5月23日
カード番号	[REDACTED]		
お支払日	2021年6月10日		
今回ご請求合計額	57,154円		
(1)今回ご請求額	57,154円		
(2)事前お支払額	0円		
合計[(1)-(2)]	57,154円		

■ ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今回請求額	現地通貨額	通貨略称	換算レート
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			
[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]	[REDACTED]			

い

2021/5/14	V4095	ZOOM.US 888-799-9666 WWW.ZOOM.US	1回払い	22,110	22,110	22,110	JPY	1
ショッピング請求確定分小計				57,154	57,154			

※リボ払いご利用分のご請求額については、利用内容「ショッピングリボ」の明細行に含まれております。

#### ■ 表示内容について

- ・本サービスは、カードのご利用内容とご請求内容を表示しております。
- ・今回ご請求合計額に「-」(マイナス)の表示がある場合は、当該金額をカード代金支払口座へお振込み、または別のご利用代金に充当させていただきます。
- ・前回のお支払いに遅延がある場合には、ご請求の確定が遅れる場合がございます。
- ・ご利用分の一部または全額を繰上返済いただいた内容は、ショッピングリボ払い・分割払いまたはキャッシングご利用分の場合を除き、ご利用明細欄には表示されません。
- また、ショッピングリボ払いご利用分の場合でも、ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日(毎月20日前後)から最終確定日(毎月25日前後)の間に、繰上返済いただいた内容は表示されません。
- ・ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日以降にご利用・ご返済があった場合、ご利用明細欄の表示内容は変更されません。
- ・「利用者欄」の「V」はVISAカード、「M」はマスターカード、「数字」はご利用者のカード番号末尾4桁が表示されています。
- ・円換算レートはVISAまたはマスターカードが適用するレートを使用いたします。必ずしもご利用日のレートではございません。また、海外でのショッピングご利用分は適用レートに諸事務処理などの費用として当行が定めた2.20%(税込)を加算させていただきます。
- ・海外でご利用の場合には、加盟店でのご利用日または伝票の処理日が記載されます。
- ・9桁以上の現地通貨額は表示されず、通貨略称・日本円換算額のみ表示しております。

#### ● お問い合わせ先

株式会社静岡銀行  
しずぎんクレジットカードセンター  
TEL:0120-540054  
営業時間:9:00~17:00 土・日・祝日を除く  
〒424-0886 静岡市清水区草薙1丁目13番10号

※お電話番号はお間違いのないようご注意ください。

※お手元にご利用のカードをご用意ください。

閉じる ×

※お客様のご利用環境によっては、【閉じる】ボタンが動作しない場合がございます。  
ブラウザ上部の【×】ボタンより画面を閉じてください。

支出証拠書

9/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	PDF編集用ソフトウェア		
年月日	令和4年4月1日～令和4年7月22日	金額	3,476円

目的	—
使 途	1年分ライセンス更新 (2021年7月23日～2022年7月22日)
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書・クレジットカード明細 参照  $20,856 \text{円} \times 4 \text{ヶ月} (2022/4 \sim 2022/7) \div 12 \text{ヶ月} (\text{ライセンス} 1 \text{年分}) = 6,952 \text{円} (\text{今回 充当分})$  ※ 2021年7月23日～2022年3月31日までの8ヶ月分は令和3年度に充当済み  3年9月 整理番号 9-5 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	6,952円	1/2	3,476円
		%	

(参考)

整理番号	9-5
------	-----

支出証拠書

9/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	PDF編集用ソフトウェア		
年月日	令和3年7月23日～令和4年3月31日	金額	6,952円

目的	—
用途	1年分ライセンス更新 (2021年7月23日～2022年7月22日)
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書・クレジットカード明細 参照  $20,856 \text{円} \times 8 \text{ヶ月} (2021/8 \sim 2022/3) \div 12 \text{ヶ月} (\text{ライセンス} 1 \text{年分}) = 13,904 \text{円}$  令和3年度分として、3月までの8ヶ月分を充当する。	

案分の理由 後援会活動と按分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	13,904円	1/2 %	6,952円





# 領収書

発行日 2021年7月23日  
ご請求番号 1451505339  
ご注文番号 7018321568

クレジットカードでのお支払い分

431-1304

良知 駿一様

下記の通り、領収いたしました。

合計金額 20,856 円  
当月ご請求分

ADOBE SYSTEMS SOFTWARES IRELAND LTD  
4-6 RIVERWALK  
CITYWEST BUSINESS CAMPUS  
SAGGART, DUBLIN, 24, Ireland  
登録国外事業者番号 00002  
上記登録国外事業者が消費税を  
納める義務を負います。

内容	単価 (税別、円)	数量	金額 (税別、円)
65232744 MLP版 Adobe Acrobat Pro サブスクリプション (年間プラン 一括払い)	18,960	1	18,960
		小計	18,960
		税	1,896
		送料	0
		合計 (税込)	20,856

備考欄

支出証拠書

10/15

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	共有ソフト(Dropbox)		
年月日	令和4年4月1日～令和4年10月15日	金額	4,620円

目的	—
使途	1年分ライセンス (2021年10月15日～2022年10月15日)
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 クレジット利用明細 参照  2021年11月～2022年3月分までを請求済(5ヶ月分) 3年、10月 整理番号 10-11 参照 未請求分の2022年4月～10月分を請求(今回7ヶ月分)  $15,840円 \times 7ヶ月(2022/4 \sim 2022/10) \div 12ヶ月 = 9,240円$	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	9,240円	1/2	4,620円
		%	

(参考)

整理番号	10-11
------	-------

支出証拠書

10/15

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	共有ソフト(Dropbox) 更新		
年月日	令和 3年 10月 15日～令和 4年 10月 15日	金額	3,300円

目的	—
使途	1年分ライセンス
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 クレジット利用明細 参照  $15,840 \text{円} \times 5 \text{ヶ月} (2021/11 \sim 2022/3) \div 12 \text{ヶ月} = 6,600 \text{円}$	

案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,600円	1/2 %	3,300円

**Dropbox International Unlimited Company**

One Park Place, Floor 6

Hatch Street Upper

Dublin 2

登録番号 : 00018

billing-support@dropbox.com

rachi.shunichi.office@gmail.com の領収書

お支払い	日付	金額	領収書 ID
██████████ を承認しました	2021-10-15	¥15,840	67TQ9GD5GSGP

説明	金額
Dropbox Plus (2021-10-15 から 2022-10-15 まで)	¥14,400
小計	¥14,400
+ 消費税 (10%)	¥1,440
合計	¥15,840

Dropbox International Unlimited Company は登録国外事業者であり、消費税の申告および物税の義務を有します。

金額はすべてJPYで表示されます。これは請求書ではありません。追加のお支払いは必要ありません。

Dropbox では、サービスを提供、改善、保護、宣伝する目的で Cookie を使用しています。詳しくは、[プライバシーポリシー](#)と[プライバシーポリシー](#)：よくある疑問をご覧ください。個人設定は、[Cookie 同意ツール](#)から管理できます。

同意しない

すべてを拒否する

支出証拠書(各種団体会費)

1/29

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	電子情報通信学会会費		
年月日	令和4年4月1日～令和5年3月31日	金額	13,000円

会の趣旨・目的	電子工学および情報通信に関する学問、技術の調査、研究および知識の交換を行い、もって学問、技術および関連事業の振興に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	イ. 機関誌の発行 ロ. 電子工学および情報通信に関する講演会、討論会、講習会および見学会等の開催 ハ. 電子工学および情報通信に関する学術の調査研究 ニ. 電子工学および情報通信に関する規格および標準の制定 ホ. 電子工学および情報通信または関連事業に関し功績ある者の表彰 ヘ. 電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励および普及事業 ト. 電子工学および情報通信に関する専門図書および雑誌の刊行 チ. その他目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	技術を伴った施策を提言するには常に最新の情報を知っておく必要がある。情報システムの幅広い知見を仕入れるに当たり、当学会への入会は有効であると考え。

《領収書貼付枠》  
別添 領収書 参照

2022年度基本年会費：13,000円

事業年度：4月1日～翌年3月31日(定款第36条)

年会費：正員 13,000円(規則第6条)

※ 添付書類：団体の定款,規則

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	13,000円	/	13,000円
		100%	

# 領 収 書

No. [REDACTED]

日付

2022/01/29

静岡県議会

良知 駿一 様

(正員: [REDACTED])

一般社団法人 電子情報通信学会

事務局長 [REDACTED]

105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館

TEL : 03-3433-6691 FAX : 03-3433-6659

下記の通り、領収致しました。

合 計 13,000円

品 名	課税区分	数量	単 価	消費税	金 額	備 考
基本年会費 (2022年度) (良知 駿一 様分)	不課税	1	13,000	0	13,000	
合 計					13,000	

備考 :

1. 金額抹消訂正は無効
2. 社印あるいは代表者印なきものは無効

# 一般社団法人 電子情報通信学会定款

(平成 23 年 5 月 28 日第 85 回通常総会議決)

(平成 24 年 10 月 18 日臨時社員総会変更)

(平成 28 年 6 月 2 日定時社員総会変更)

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人電子情報通信学会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

## 第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本会は、電子工学および情報通信に関する学問、技術の調査、研究および知識の交換を行い、もって学問、技術および関連事業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- イ. 機関誌の発行
  - ロ. 電子工学および情報通信に関する講演会、討論会、講習会および見学会等の開催
  - ハ. 電子工学および情報通信に関する学術の調査研究
  - ニ. 電子工学および情報通信に関する規格および標準の制定
  - ホ. 電子工学および情報通信または関連事業に関し功績ある者の表彰
  - ヘ. 電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励および普及事業
  - ト. 電子工学および情報通信に関する専門図書および雑誌の刊行
  - チ. その他目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

## 第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- イ. 名誉員 電子工学および情報通信に関する学問、技術または関連事業に関し特別の功績があり理事会の決議を経て推薦された者
- ロ. 正 員 電子工学および情報通信に関する専門の学識を有し、またはその技術に相当の経験を有する個人で、本会の目的に賛同する者
- ハ. 学生員 電子工学および情報通信に関係ある課程を置く学校で、この課程を履修する在学生で、本会の目的に賛同する者。ただし、大学院の在学生は正員もしくは学生員となることができる。
- ニ. 特殊員 本会の目的に賛同し、個人以外の名義で入会する者
- ホ. 維持員 本会の行う事業を援助するため入会する個人または団体で、理事会の決議を経て推薦された者

(代議員制)

2. 本会の社員は、概ね正員および正員であった名誉員（以下、「正員等」という。）総数の 300 分の 1 の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。（端数の取扱いについては、理事会で定める。）
3. 代議員を選出するため、正員等による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
4. 代議員は、正員等の中から選ばれることを要する。正員等は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
5. 第 3 項の代議員選挙において、正員等は他の正員等と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会が代議員を選出することはできない。
6. 第 3 項の代議員選挙は、毎年 3 月までに実施することとし、代議員の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員を選任および解任（法人法第 63 条および第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。
7. 代議員に欠員が生じた場合には、速やかに、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
8. 正員等は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
  - イ. 法人法第 14 条第 2 項（定款の閲覧等）の権利
  - ロ. 法人法第 32 条第 2 項（社員名簿の閲覧等）の権利
  - ハ. 法人法第 57 条第 4 項（社員総会の議事録の閲覧等）の権利
  - ニ. 法人法第 50 条第 6 項（社員の代理権証明書等の閲覧等）の権利
  - ホ. 法人法第 51 条第 4 項および 52 条第 5 項（議決権行使書面の閲覧等）の権利
  - ヘ. 法人法第 129 条第 3 項（計算書類等の閲覧等）の権利
  - ト. 法人法第 229 条第 2 項（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）の権利
  - チ. 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項および第 256 条第 3 項（合併契約等の閲覧等）の権利
9. 理事および監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた責任を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正員等の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員にならうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2. 理事会において名譽員に推薦されたものは、前項の申し込みを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

第7条 会員は、所定の機関誌の配布を受けることができる。

(経費の負担)

第8条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時および毎年、規則で定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- イ. この定款その他規則に違反したとき
  - ロ. 本会の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - ハ. その他除名すべき正当な事由があるとき
2. 前項により除名が決議されたときは、当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- イ. 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
  - ロ. 全ての会員が同意したとき
  - ハ. 当該会員が死亡し、または会員である団体が解散したとき
- 二. 成年被後見人または被保佐人になったとき

2. 代議員たる会員が、前項および第9条、第10条の各項により、会員たる資格を喪失したときは、代議員たる地位を喪失する。

第12条 会員は、退会または除名された場合、あるいは前条により会員資格を喪失した場合、既納の金銭物件の返還を要求することはできない。

#### 第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- イ. 会員の除名
  - ロ. 理事および監事の選任又は解任
  - ハ. 理事および監事の報酬等の額またはその規程
- 二. 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- ホ. 定款の変更
  - ヘ. 解散および残余財産の処分
  - ト. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当る。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総代議員の議決数の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- イ. 会員の除名
- ロ. 監事の解任
- ハ. 定款の変更
- ニ. 解散
- ホ. その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使・書面決議)

第20条 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代議員は社員総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代議員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。
3. 第1項および第2項の場合における第19条（決議）の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長および議長が指名する出席者2名以上が前項の議事録に記名押印する。

#### 第5章 役員

(役員の設定)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- イ. 理事 20名以上30名以内
- ロ. 監事 2名以内



2. 理事のうち1名を会長、1名を次期会長、4名以内を副会長とする。
3. 前項の会長および次期会長をもって法人法上の代表理事とする。
4. 会長および次期会長以外の理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。

2. 会長、次期会長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。
4. 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)および本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務および権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長および次期会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
3. 会長、次期会長および業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
4. 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(競争利益相反取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引についての重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- イ. 自己または第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
  - ロ. 自己または第三者のためにする本会との取引
  - ハ. 本会が理事の債務を保証すること
  - ニ. その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない

(役員の本会に対する損害賠償責任の一部免除)

第30条 第5条第9項の規定にかかわらず、本会は、役員がその任務を怠ったことによる損害の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合においては、理事会の決議により、賠償責任額から法人法に定める最低責任限度額を控除して得た額を上限として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務と権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- イ. 本会の業務執行の決定
- ロ. 理事の職務の執行の監督
- ハ. 会長、次期会長および他の業務執行理事の選定および解職
- ニ. 規則の制定、変更および廃止
- ホ. 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定

(招集)

第33条 理事会は、会長が招集し、議長は会長とする。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、次期会長が理事会を招集し、議長を務める。
3. 会長あるいは前項次期会長(招集権者)以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
4. 前項による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した会長、次期会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産および会計

(事業年度)

- 第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

- 第37条 本会の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

- 第38条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- イ. 事業報告  
ロ. 事業報告の附属明細書  
ハ. 貸借対照表  
ニ. 損益計算書（正味財産増減計算書）  
ホ. 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、イ号、ハ号、ニ号の各書類については、定時社員総会に提出し、イ号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- イ. 監査報告

(剰余金の処分制限)

- 第39条 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

- 第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第41条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第42条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

- 第43条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会、必要な地域に支部、必要な活動分野毎にソサイエティ（以下、委員会等という）を置くことができる。

2. 委員会等の委員は、会員および学識経験者のうちから、理事会が選任する。
3. 委員会等の任務、構成、運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

- 第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
3. 事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第45条 本会の公告は、電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

- 第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第23条および第26条の規定にかかわらず、次の通りとする。

会 長：安田 浩

業務執行理事：吉田 進、中嶋信生、北山研一、喜連川優、間瀬憲一、江村克己、西原明法、太田直久、小林岳彦、今井 浩、齋藤 洋、澤田 寛、本島邦明、荒川 薫、佐々木繁、酒井善則、持田侑宏、三木哲也、貫家仁志、山本博資、萩本和男、田中良明、小山二三夫、荒木純道、石田 亨、萩田紀博

監 事：村上篤道、木戸出正継

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この定款の施行後最初の代議員は、第5条第2項から第7項と同等の方法で予め行われる代議員選挙において最初の代議員予定者として選出された者とする。

附 則

1. 本定款の変更は、臨時社員総会（平成24年10月18日）の終結後、施行する。

附 則

1. 平成28年6月2日定時社員総会における本定款の変更は、同定時社員総会の終結後、施行する。

# 一般社団法人 電子情報通信学会規則

(平成 23 年 5 月 28 日第 85 回通常総会議決)

(平成 24 年 2 月 20 日理事会一部改正)

(平成 24 年 4 月 16 日理事会一部改正)

(平成 24 年 7 月 23 日理事会一部改正)

(平成 27 年 2 月 16 日理事会一部改正)

(平成 28 年 5 月 17 日改正)

(2018 年 5 月 21 日改正)

## 第 1 章 会員、称号及び入会

- 第 1 条 会員の種別、呼称及び資格は定款第 5 条による。他は本規則による。
- 第 2 条 大学卒業以上、またはそれに準ずる学識または技術の経験を有すると認められる会員は正員とする。
2. 学生員であった者が、当該学校を卒業または修了したとき、これを正員とする。
  3. 正員として入会する者は、名誉員又は正員 1 名の推薦を要する。ただし、推薦者が身近にいない場合には、担当理事等が、提出された本会入会希望理由、研究分野及び略歴などの情報を参考に審査を行い、適切と判断した場合には入会申請を受け付ける。
  4. 学問・技術または関連する事業に関して継続的な貢献が認められ、本会への貢献が大きい正員に対し、事会の承認を得て会長がシニア会員の称号の証を贈呈する。シニア会員の推薦基準及び手続きは別途これを定める。
  5. 学問・技術または関連する事業に関して顕著な貢献が認められ、本会への貢献が大きいシニア会員に対し、理事会の承認を得て会長がフェローの称号の証を贈呈する。フェローの推薦基準及び手続きは別途これを定める。
  6. 名誉員は別に定める基準により、理事会の決議を経て会長が推薦し、次期の社員総会または適当な機会において推薦状を贈呈する。
- 第 3 条 文部科学省あるいは都道府県など所轄庁認可の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、及びこれらに準ずる学校に在学する会員は学生員とする。
2. 前項に掲げる各学校及び大学院に在籍する正員は、本人の申し出により学生員となることができる。ただし、いわゆる勤労学生以外で、企業、団体、学校、その他組織・機関等に所属し給与等の報酬を得ている者（社会人学生）は、学生員にはなれないものとする。
  3. 学生員として入会する者は、学生の身分を証明する書面の写しと、名誉員あるいは正員 1 名の推薦を要する。ただし、名誉員あるいは正員の推薦が困難なときは、所属する学校の教員 1 名の推薦によることができる。
  4. 第 2 条第 2 項によらず、学生員が当該学校を卒業又は修了後も、引き続き第 1 項に掲げる各学校あるいは大学院に在籍する場合は、学生の身分が継続することを証明する書面を添えて申し出ることにより、学生員を継続することができる。
- 第 4 条 (削除)

## 第 2 章 入会金及び会費等

- 第 5 条 入会する者は、当該会員資格の初年度年会費等、及び入会金（基本年会費の 20% に相当する額）を納め

なければならない。入会は毎月 1 日付とする。ただし、次の場合は入会金を免除できる。

- イ. 学生員として入会する者
  - ロ. 理事会が認めた他学会の会員である者
  - ハ. 特別な事情があると理事会が認めた者
2. 購読会員、維持員の入会金はこれを要しない。
3. 年会費等には、基本年会費、第 7 条に規定するソサイエティ追加登録費及びグループ追加登録費、並びに別途規定する本会刊行物オンライン版の購読オプション料等が含まれる。これらは、入会時期、追加登録時期、あるいは購読オプション開始時期等によらず、一律とする。
4. 年会費等に対する各種割引制度は、個別に理事会で認めた場合を除いて、基本年会費のみに適用するものとし、会員にとって最も有利な割引 1 つだけを適用する。
- 第 6 条 年会費等と配布機関誌は次のとおりとする。

### イ. 正員

正員としての基本年会費は 13,000 円とする。正員には会誌（冊子体及びオンライン版）が配布され、また希望する一つのソサイエティに登録され、その論文誌（オンライン版）が配布される。ただし、学生員が卒業等で学生員から正員に移行する場合に、基本年会費を卒業等の後 2 年間に限り半額に割り引く（博士課程修了の者は除く）。

なお、外国籍を有しかつ海外に在住する正員が、会誌（冊子体）の配布を希望しない場合の基本年会費は 7,000 円とすることができる。また、外国籍を有しかつ海外に在住する正員の基本年会費について、シスターソサイエティ協定等に基づく割引をすることができる。

### ロ. 学生員

学生員としての基本年会費は 4,500 円とする。学生員には会誌（オンライン版）が配布され、希望する場合は会誌（冊子体）も配布される。また希望する一つのソサイエティに登録され、その論文誌（オンライン版）が配布される。

なお、外国籍を有しかつ海外に在住する学生員が、会誌（冊子体）の配布を希望しない場合の基本年会費は 2,000 円とすることができる。また、外国籍を有しかつ海外に在住する学生員の基本年会費について、シスターソサイエティ協定等に基づく割引をすることができる。

### ハ. 購読会員

基本年会費を 20,000 円とし、希望する者に会誌（冊子体）が配布される。また、会誌、論文誌、その他本会刊行物のオンライン版の少なくとも 1 つ以上を、別途定めるオプション料金で購読するものとする。

二. 維持員

1口45,000円とし、所定の機関誌が配布される。

ホ. 外国籍を有する正員、学生員に対してその居住する国または地域によって、基本年会費を50%減額する支援を与えることができる。対象国、地域等の設定については別途定める。

ヘ. 名誉員、正員、及び学生員は、会誌及び論文誌以外で、本会が提供する本会刊行物のオンライン版を、別途定めるオプション料金を購読できるものとする。

第7条 名誉員、正員、及び学生員は、いずれかのソサイエティに属さなければならない。また、希望により他のソサイエティに追加登録することができる。

イ. 正員

ソサイエティあたりの追加登録費（年会費）は3,500円とする。

ロ. 学生員

ソサイエティあたりの追加登録費（年会費）は2,000円とする。

2. グループに参加するものは、グループの定める追加登録費（年会費）を納めるものとする。

3. 年度途中では、ソサイエティの追加登録あるいはグループへの登録のみが可能であり、これらの登録削除やソサイエティの登録入替は出来ないものとする。

第8条 名誉員及び退任した会長は、会費を要しない。

2. 当該年度において年齢が満70歳以上の者で、継続しての在籍年数と年齢の和が110に達し、本人が11月末日までに申請した場合は、理事会の承認を得て翌年度からの基本年会費を免除する。なお、該当する会員を終身会員と称し、その証として正員（終身）等と記した会員証を贈呈する。ただし、申請時に当年度基本年会費の未納があってはならない。なお、会誌（冊子体）は、希望する終身会員に対して有償（年額3,000円）で配布することとする。

3. 当該年度において年齢が満65歳以上で、かつ継続しての在籍年数が20年以上の者が年金以外に収入がなく、本人が11月末日までに申請した場合は、理事会の承認を得て翌年度から3,000円の基本年会費の減額を認めることができるものとする。ただし、申請時に当年度基本年会費の未納があってはならない。

4. 災害罹災を含め、その他特別の事情がある場合は、理事会の承認に基づき年会費等の減額あるいは免除をすることができる。

第9条 維持員を除く会員が納める年会費等は年額の前納を原則とし、複数年分を一括納入することもできる。

2. 同一組織等に所属する5人以上の名誉員、正員及び学生員が、あらかじめ責任者を定め、その責任者によって年会費等の納入、機関紙の配本等の事務手続きを一括して行う場合は、グループ扱いとすることができる。グループ扱いに関する細則については、別途定める。

3. 年会費等に過払いがあった場合、原則として翌年度以降の年会費等に充当し、返金は行わない。ただし、定款第9条に基づく任意退会時には、手数料3,000円を控除して残額がある場合、その残額を返金する。

第10条 年会費等の滞納が3か月以上に及ぶときは、当該年会費等が完納されるまで、機関誌の配布停止を含め対応する会員の各種権利を停止する。

2. 停止した機関誌は、年会費等を完納した場合でも、配

布を受けられないことがある。

第11条 基本年会費の滞納が1年以上に及ぶときは、会員資格を喪失する。

第12条 会員資格を喪失した者で、再入会を希望する者は理事会の決議を経て、再入会を認めることがある。

2. 前項において、定款第9条に基づいて任意退会した者は、随時再入会を認めることができる。その場合において、会員でなかった期間の基本年会費相当額を全額支払ったときは復会として扱うものとし、復会した者は会員でなかった期間も継続して会員であったものとみなす。

3. 第1項において、定款第11条第1項イ号により会員資格を喪失した者は、過去の会費支払い義務不履行に対して別途定める追徴金を支払うことにより、再入会を認めることがある。その場合において、会員でなかった期間の基本年会費相当額を全額支払ったときは復会として扱うものとし、復会した者は会員でなかった期間も継続して会員であったものとみなす。

第13条 年会費等は、年額1回納入とし、分割納入は出来ないものとする。なお、複数年分を一括納入することもできる。

第3章 役員、代議員

第14条（削除）

第15条 次期会長は、次年度に会長となる候補者となり、会長を補佐する。任期は、原則として、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、理事としての任期は定款第26条による。

第16条 次期ソサイエティ会長は、次年度にソサイエティ会長となる候補者となり、ソサイエティ会長を補佐する。本条でのソサイエティ会長及び次期ソサイエティ会長の役職に関する事項は、理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの当該役職に関するものであり、役職毎の任期は、原則として、それぞれ選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、理事としての任期は定款第26条による。

第17条 副会長として、学術強化並びにそれらを活用した増収施策などに関連する事項の担当（学術強化担当と言う）と、学会運営・組織強化並びに学会財務などに関する事項の担当（学会運営・組織強化担当と言う）を置き、各2名ずつで分担する。

第18条 会長、次期会長及び副会長を除く理事の職務分担は、次のとおりとする。本条のソサイエティ会長及び次期ソサイエティ会長に関する規定は、理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの当該役職に適用される。

総務	庶務、及び他理事の所掌に属さない事項
会計	会計に関する事項
編集	編集に関する事項
企画	企画研究に関する事項
調査	調査研究に関する事項

ソサイエティ会長 ソサイエティに関する事項

次期ソサイエティ会長 ソサイエティに関する事項

編集長 編集に関する事項

企画戦略室長 政策・運営に関する事項

規格調査会委員長 規格調査に関する事項

第19条 定款第5条第2項から7項に定める代議員を選出するための選挙細則は、理事会の決議を経て、別途定める。

2. 代議員は会員を代表して社員総会の構成要員となり、審議に参画し、議決権を行使する。

#### 第4章 編集長、企画戦略室長、規格調査会委員長及び事務局

- 第20条 編集長は定款第4条イ号及びト号に係る事業を企画、実行するため必要な委員会を組織し主宰する。
2. 編集長は、編集理事と協議して編集に係る諸規程の起案または改訂案を作成し、これを理事会に発議する。
  3. 会長は、理事会の決議を経て、編集を分担する理事を補佐するため、編集特別幹事を置くことができる。
- 第21条 企画戦略室長は本会の政策・運営に関する事項を検討し、これを理事会に発議する。
- 第22条 規格調査会委員長は、定款第4条ハ号及びニ号を実行するために、必要な事業計画を立案し、実行するための規格調査会を組織し主宰する。
2. 規格調査会委員長は、調査理事と協議し、規格調査に係る諸規程の起案または改訂案を作成し、これを理事会に発議する。
- 第23条 会長は、理事会の決議を経て、事務局長を任免する。事務局長は会長の命を受け、事務局の組織、人事を管掌する。
- 第24条 事務局長及び職員は有給とする。
- 第25条 本会の活動に係る重要事項に関し、業者等との役務の提供を受ける契約を行うときは、事務局長がその企画・立案を行い、担当理事の了承のもとに理事会においてその承認を受ける。

#### 第5章 役員候補者の選挙

- 第26条 役員候補者の選挙は、別に定める手順により提出期日までに投票することを要する。
- 第27条 役員候補者の選挙の投票の開票及びその計算は、会長の責任において行い、各得票数を決定する。
- 第28条 当選者は、得票数により会長が決定する。
2. 得票が同数である場合は、年長順によって当選者を決定する。
- 第29条 会長は、当選した役員候補者に対し、その旨を通知して、社員総会以前に役員候補者としての承諾を求める。

#### 第6章 委員会

- 第30条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て必要な委員会をおくことができる。
- 第31条 前条による委員会に委員長を置く。
2. 委員長は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 第32条 委員長は、理事会に出席し、その所管する事項につき報告し、意見を述べることができる。
- 第33条 委員会に関する規程は、理事会の決議を経て別に定める。

#### 第7章 事業計画及び収支予算、事業報告及び決算

- 第34条 次年度の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに理事会の承認を得ることを要する。
- 第35条 当該年度の事業報告及び決算については、毎年定時社員総会前の理事会に提出することを要する。

#### 第8章 大会及び講演会、講習会等

- 第36条 本会は、単独または他の学会と連合して毎年1回以上大会を開く。ただし、理事会の決議により休会することができる。
- 第37条 各ソサイエティならびにグループは、単独もしくは他のソサイエティならびにグループまたは他の学会と連合して毎年1回以上ソサイエティ大会またはグループ大会、あるいは各ソサイエティまたはグループで定めるこれに代わる大会を開く。ただし、当該ソサイエティならびにグループの最高決議機関の決議により休会することができる。
- 第38条 本会または本会の各ソサイエティ、グループ、その他の委員会は、単独または他の関係団体と連合して、講演会、討論会、講習会、研究発表会等を開催できる。その開催にあたっては、予算等について理事会または各ソサイエティならびにグループの最高決議機関の承認を必要とする。
2. 前項の会合は、機関誌その他の方法により、会員に通知する。

#### 第9章 機関誌、図書

- 第39条 会誌、論文誌（オンライン版）ならびに定期的に発行する印刷物及び印刷以外の媒体による発行物を機関誌という。
- 第40条 毎月1回会誌を発行して、会員に配布し、また一般に販売する。
- 第41条 各ソサイエティは論文誌（オンライン版）を発行して、当該ソサイエティの会員に配布し、また一般に販売する。
- 第42条 必要に応じ、電子工学及び情報通信に関する学理または応用に関する専門図書（印刷物及び印刷以外の媒体による発行物）を編集し、刊行する。
- 第43条 次のものに機関誌及び本会刊行の図書等を寄贈する。
  - イ. 国立国会図書館
  - ロ. その他理事会の決議によって定めたもの
- 第44条 理事会の決議により、国内外の次のものと機関誌等の交換を行うことができる。
  - イ. 電子工学及び情報通信に関する学科を有する大学
  - ロ. 電子工学及び情報通信に関する研究所
  - ハ. 関係学協会
  - ニ. その他特に必要ある文献の刊行者

#### 第10章 謝礼、謝金及び経費

- 第45条 本会に金銭または物件を寄付したのものには謝状を贈呈する。
- 第46条 本会の主催する講演会の講演者、機関誌への寄稿者、刊行図書の執筆者等に対しては、別に定める基準により謝礼を贈呈することができる。
2. 本会の会議及び集会に出席した者に対し、別に定める基準により、交通費等の必要経費の一部を支給することができる。
  3. 本会が主催し、または共催する研究会、国際会議、委員会等に出席した者に対し、謝金または交通費等の必要経費の一部を別に定める基準に従い、各委員会、組織、会合等の開催責任者たる長の判断で支給すること

ができる。

4. その他理事会において必要と認められた場合に謝礼を贈呈することができる。

### 第11章 表彰、奨励

- 第47条 電子工学及び情報通信に関する学術、または関連事業上特別の功労があった者、または重要な発明をなした者は、理事会の決議により表彰する。
- 第48条 電子工学及び情報通信に関する特に優れた学術論文の著者は、理事会の決議により表彰する。
- 第49条 電子工学及び情報通信に関する学問及び技術の有益な研究をなす者には、理事会の決議により奨励賞等を贈呈する。

### 第12章 会計

- 第50条 毎月の収支状況及び資金現在高は、会計理事がこれを掌握し、四半期ごとにまとめて理事会に報告する。
- 第51条 各ソサイエティ及びグループの財務状況は、各ソサイエティの会長及びグループの長がこれを掌握し、四半期ごとに当該会計責任者が会計理事に報告する。会計理事はこれを理事会に報告する。
2. 理事を選出する資格を持たないソサイエティについては、前項の規定は、当該ソサイエティと共同運営を行う理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの会長の責任とする。
- 第52条 会計事務を引継ぐときは、会長が引継調査を作成の上、監事の承認を受け、これを次期会長に引継ぐものとする。ソサイエティ及びグループにおいても同様とする。
- 第53条 本会の会計処理は、法令、定款、本規則及び公益法人会計基準等に基づき、別に定める会計処理規程による。

### 第13章 支部

- 第54条 各支部に、次の支部運営委員を置く。
- イ. 支部長 1名
- ロ. 支部庶務幹事 2名
- ハ. 支部会計幹事 2名
- ニ. 支部委員 若干名
- なお、上記に加えて次期支部長1名を置くことができる。
- 次期支部長は次年度に支部長となる候補者となり、役職毎の任期は、原則として、それぞれ1年とし、委員としての任期は通算2年とする。
2. 支部委員数は、理事会の決議によって会長が定める。
- 第55条 支部長は、支部運営委員会を招集してその議長となる。
2. 支部長は、支部の事務を統括する。
3. 支部長に事故があるときは、支部長があらかじめ指名した支部幹事、または支部委員がその職務を代行する。
- 第56条 幹事は、支部長の命を受け、支部の事務の執行を補助する。
- 第57条 支部に関する規程は、支部において定め、理事会の承認を得るものとする。
- 第58条 支部運営委員候補者の選出方法、任期等は、支部において定める。
2. 支部運営委員候補者は3月末日までに選出し、理事会

において承認を得るものとする。

- 第59条 支部は理事会承認を経た収支予算書に基づき、支部事業計画を遂行するものとし、決算時に清算することにより、繰越金を保有しない。
- 第60条 支部長は、毎年2月中に次年度の事業計画案及び収支予算案を、また毎年4月末日までに前年度の事業報告及び決算書類を、会長に提出するものとする。

### 第14章 ソサイエティ等

- 第61条 ソサイエティに関する規程は、ソサイエティにおいて定め、理事会の承認を得るものとする。
- 第62条 ソサイエティ会長は、ソサイエティの会務を総理し、ソサイエティを代表する。
2. ソサイエティ会長に事故があるときは、次期ソサイエティ会長がその職務を代行する。
- 第63条 ソサイエティ委員候補者の選出方法、任期等は、ソサイエティにおいて定める。
2. ソサイエティ委員候補者は3月末日までに選出し、理事会において承認を得るものとする。
- 第64条 ソサイエティは理事会承認を経た収支予算書に基づき、ソサイエティ事業計画を遂行するものとする。
- 第65条 ソサイエティ会長は、毎年2月中に次年度の事業計画案及び収支予算案を、また毎年4月末日までに前年度の事業報告及び決算書類を、会長に提出するものとする。
2. 理事を選出する資格を持たないソサイエティの次年度の事業計画案及び収支予算案に関しては、前項の規定は、当該ソサイエティと共同運営を行う理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの会長の責任とする。
- 第66条 ソサイエティに準ずる研究集団として、理事会の決議を経てグループを置くことができる。
- 第67条 グループに関する規程は、グループにおいて定め、理事会の承認を得るものとする。

### 第15章 補則

- 第68条 本規則の改廃は、理事会が行う。
- 第69条 各種の規程は、理事会の決議を経ることを要する。

#### 付 則

1. この規則は、一般社団法人電子情報通信学会設立の登記の日から施行する。

#### 付 則

1. この規則の改正は、平成24年度会費から適用する。

#### 付 則

1. この規則の改正は、平成24年7月23日から適用する。
2. 但し、第2条第5項（フェロー称号贈呈）について、平成27年までは、正員を対象とすることができる。

#### 付 則

1. 平成27年2月16日の改正は、改正日から施行し、平成26年10月1日に遡及して適用する。

#### 付 則

1. 平成28年5月17日の改正は、改正日から施行する。
2. 平成28年度の体制においては、新任副会長2名（在京／地方選出）は、在京選出副会長は学術強化を、地方選出副会長は学会運営・組織強化を担務する。

---

3. 下記の変更については、平成 28 年 6 月 2 日開催予定の定時社員総会における准員廃止の定款変更の承認を停止条件とする。

・第 4 条：削除

・第 6 条：ハ号の削除、ヘ号の「准員」削除、二号・ホ号・ヘ号の号記号変更

・第 7 条：ハ号の削除、二号の「准員」削除と号記号変更

#### 付 則

1. 2018 年 5 月 21 日の改正は改正日から施行するものとし、下記第 2 項に示すものを除き施行日から適用する。
2. 本改正により、会員種別、会員サービス及び年会費等に関する条件変更があるもののうち、2018 年度中は移行期間となるものについては、2018 年度は本改正前の各条件で継続運用するものとし、適用は 2019 年 4 月 1 日からとする。

支出証拠書 (各種団体会費)

1/31

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	人工知能学会会費		
年月日	令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日	金額	10,313 円

会の趣旨・目的	人工知能に関する研究の進展と知識の普及を図り、もって学術・技術ならびに産業・社会の発展に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学術集会, 学術講演会, 講習会等の開催</li> <li>2. 学会誌, 論文誌その他の刊行物の発行</li> <li>3. 研究の奨励及び研究業績の表彰</li> <li>4. 研究及び調査</li> <li>5. 国内外の関係学術団体との連絡及び協力</li> <li>6. その他, この法人の目的を達成するために必要な事業</li> </ol>
政務活動・県政との関連性	近年、様々な分野において人工知能 (AI) が活用されつつある。人口減少社会ではさらなる人工知能の活用が必要であり、県政においても得られた知見を生かしたい。

《領収書貼付枠》

別添 振替払込請求書兼受領証 参照

2022 年度正会員費 : 10,000 円

払込料金 : 313 円

合計 : 10,313 円

事業年度 : 4月1日～翌年3月31日 (定款第36条)

※ 添付書類  
団体の定款

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	009607	加入者名	人工知能学会会員管理	金額	10000	ご依頼人	良知駿一様	料金	313 円	備考	現金払 (23717) N94140003
				千	百	十	万	千	百	十	円
				0	0	0	0	0	0	0	0

記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を併せてください。

この受領証は、大切に保管してください。

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動費にかかるものである。	10,313 円	100%	10,313 円



[Home](#) » [人工知能学会について](#) » [学会概要](#) » [学会からのお知らせ](#) » [会費納入のお願い](#)

## 会費納入のお願い

各会員会費は以下のとおりです。

会員種別	年会費(円)	入会金(円)
正会員	10,000	2,000
学生会員	4,000	1,000
賛助会員	80,000/1口	
特殊購読会員	15,000	

会費は学会財政基盤の大半を占めており、納入の遅れにより学会活動に支障をきたす恐れもありますので、ご高配のほどを切にお願いいたします。

- 勤務先、住所などの変更や退会の際には、問合せ先一覧の[入会・退会・変更]のメールアドレス宛にご連絡ください。
- 年会費、研究会登録料などの納入は、入金確認の間違いを避けるため、払い込みの際に用紙の通信欄に必ず内訳と金額をご記入下さい。

また、会社名だけの払い込みは、会員名・会員番号との照合が困難ですので、できればお名前または会員番号を併記して下さい。

Home » 人工知能学会について » 学会概要 » 一般社団法人 人工知能学会 定款

## 一般社団法人 人工知能学会 定款

### 一般社団法人 人工知能学会設立趣意書

1990年6月29日

頭脳の働きに代わる機械が欲しいという人類の夢は、大量の数値データに対して複雑な計算を高速に行うという面では、電子計算機により実現された。現在の情報処理技術はこの意味においては、人間の能力をはるかに越えたものといえるが、一方、思考という本質的な面では、全くといっていいほど無力である。人工知能は大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことを目指したものである。

それには人間の思考をモデル化し、これに適した新しい仕組みの計算機ハードウェアとソフトウェアを実現しなければならない。即ち、現在の計算機のように複雑なプログラムを人間が書き、それを逐次計算するのではなくて、人間が問題を自然語で与えるだけで、そのモデル化や解探索を一挙に行うことのできる仕組みを目指している。このため、単に計算機科学、数学、電子工学といった学問分野だけではなく、哲学、論理学、言語学、認知科学、生理学、生物学といった広範な学問分野との深い交流が不可欠である。人工知能は諸学問に共通な発見、創造、計画、設計、開発、評価、認識、理解、解析、分析、決定といった知的活動の基本を担うものであり、最近独自の学問分野として広く重視されるに到っている。

人工知能の応用としては、知識の活用を中心とする知識工学が提唱され、その適用の1つとして専門家の経験的、技術的知識を電子計算機に移植し、活用しようとするエキスパートシステムが計画、設計、診断、監視、制御など、産業、金融界に広く普及しつつある。例えば、計算機システムの機器構成決定、新材料設計、生産プラントの故障診断や制御、金融資産の運用、企業経営診断、医療診断などがある。さらに、自然言語、画像、図形などの認識や理解、また、学習といった分野へとその対象はますます広がりを見せている。例えば、機械翻訳、指紋印鑑照合、設備最適運転条件設定などをあげることができる。

人工知能が本格的に発展した折には、あらゆる機械が知能を持つという、全く新たな社会をもたらすものと思われる。すでに、学会や産業界に属する人工知能研究者の幅は広く、層が厚くなってきたため、その組織化の必要性が強く認識されている。また、この学問が情報理工学、通信工学、システム制御工学、精密工学などとも関連して、本質的に学際的であることにかんがみ、同じ研究分野を分けもつ諸学会、諸団体の合同研究活動を促進するための中心的役割を果たすものとして、人工知能に関する新組織を構成する要望が強く打ち出されている。

当人工知能学会は、1986年7月設立以来、すでに4年の歳月を経過した。発足当初は、人工知能が新しい境界領域の学術であったこともあって、会の運営上多くの課題もあったが、学会誌の定期刊行、研究発表のための大会、各種の研究会ならびに内外の学識者によるセミナーの開催、人工知能に関する国際間の交流等の活動を通じて、国内的にも国際的にも相当高い評価を受けている。学会自体の構成も大きくなって、会員数4,000名を数えるにいたった。当学会の活動が活発化するに及んで、国内において他の団体との関係も密接となり、国際的な連携も多く、30カ国以上の加盟する国際合同人工知能会議の主要メンバーとして活躍しているほか、数々の国際会議の協賛団体として国際的にも知名度が上がっている。

本年11月には、わが国でも当学会の主催する国際会議を開催する運びになった。このような時にあたり、今後の飛躍的な発展を期するために、当学会の在り方を検討してきたが、先ず当学会を法人格をもつ団体、即ち社団法人に改組し、人工知能に関する理論と応用の研究開発により一層の貢献をしようとするものである。

---

## 一般社団法人 人工知能学会定款

2012年6月14日 制定

2018年6月27日 改訂

### ◆第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人人工知能学会(英文名を The Japanese Society for Artificial Intelligence (英文略称「JSAI」))と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

### ◆第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人工知能に関する研究の進展と知識の普及を図り、もって学術・技術ならびに産業・社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学術集会、学術講演会、講習会等の開催
2. 学会誌、論文誌その他の刊行物の発行
3. 研究の奨励及び研究業績の表彰
4. 研究及び調査
5. 国内外の関係学術団体との連絡及び協力
6. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

### ◆第3章 会員及び社員

(法人の構成員)



第5条 この法人に、次の会員を置く。



1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

~~2. 学生会員 学生であつて、この法人の目的に賛同して入会した個人~~

3. 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または団体

4. 特殊購読会員 この法人の目的に賛同し、この法人の発行する会誌を広く閲覧するために定期購読する図書館等の団体

5. 名誉会員 この法人に特に功勞のあつた者で社員総会の議決を持って推薦された者

2 この法人の社員は、正会員から選出される代議員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とし、選出する際の定数は概ね正会員数を25で除した商とし120人を上限とする。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合（責任追及の訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員を選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

1. 当該候補者が補欠の代議員である旨

2. 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び特定の代議員の氏名

3. 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあつては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

1. 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

2. 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

3. 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）

4. 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

5. 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権講師書面の閲覧等）

6. 法人法第129条第2項の権利（計算書類等の閲覧等）



7. 法人法第229条第2項の権利 (計算法人の貸借対照表等の閲覧等)

1571 法人法第246条第3項, 第250条第3項及び第256条第3項の権利 (合併契約等の閲覧等)

111 理事、監事は、その任務を怠ったときは、その法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 社員総会で名誉会員に推薦された者は、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会の時及び毎年、社員総会が別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員及び特殊購読会員は、入会金を納めることを要しない。

3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 会費を2年以上滞納したとき。
2. 総社員の同意があったとき。
3. 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

#### ◆第4章 社員総会

(構成)



第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。



(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
4. 貸借対照表及び正味財産計算書の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項並びに招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散及び残余財産の処分
5. その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。^

(議決権の代理及び書面議決)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該社員は、代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

2 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、社員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

3 第1項及び第2項の場合における第18条（定足数）及び第19条（決議）の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、及び出席した理事の中より2名以上の署名人を指定し、前項の議事録に記名押印する。

## ◆第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に次の役員を置く。

1. 理事 15名以上31名以内
2. 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。

3 前項の会長と副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4 会長、副会長及び業務執行理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

~~第22条~~ 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結、又は選任後1年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

◆第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

1. 本会の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について決議に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において



は、その事項を理事会に報告することを要しない。

~~第25条第4項~~ **AI人工知能学会**、第25条第4項（3カ月に1回以上の職務執行状況の報告）の規定による報告には適用しない（役員~~の~~理事会に対する報告の省略）。

（議事録）

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

#### ◆第7章 資産及び会計

（事業年度）

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の付属明細書
3. 貸借対照表
4. 正味財産増減計算書
5. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
6. 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

1. 監査報告
2. 理事及び監事の名簿

#### ◆第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の処分制限）

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

▲

(残余財産の処分)

~~第24条~~ 法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

#### ◆第9章 委員会及び事務局

(委員会)

第43条 この法人の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3 委員会は、法令及びこの定款により、社員総会並びに理事会に付与された職務権限（業務執行の決定ほか）を制約する運営を行うことはできない。

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

#### ◆第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

#### ◆第11章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

#### ◆附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は山口高平、副会長は島津秀雄と松原仁とする。
3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
4. この定款の施行後最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
5. 第5条第2項で定める代議員の定数は2019年4月1日に就任する代議員から適用するものとし、2019年3月31日までを任期とする代議員に関しては選出する際の定数を概ね正会員数を25で除した商とする。

「これは、当法人の定款である。」

事務所：〒162-0821



東京都新宿区津久戸町4-2 OSビル

**JSAI** 人工知能学会

The Japanese Society for Artificial Intelligence

名称：一般社団法人人工知能学会

代表理事：会長 浦本 直彦

[人工知能学会について](#) [利用上の注意](#) [プライバシーポリシー](#) [特定商取引法に基づく表記](#) [問い合わせ一覧](#)

検索



・ All Rights Reserved. Copyright 2017 The Japanese Society for Artificial Intelligence ・



支出証拠書

1/31

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページの運用		
年月日	令和4年4月1日～令和4年4月30日	金額	844円

目的	自身の政策や活動を報告するためのホームページ運用依頼		
使途	年間 管理・維持費 (2021年5月1日～2022年4月30日)		
政務活動・ 県政との 関連性	県民に活動を広報するツールとして		
<<領収書貼付枠>> 別添 請求書 参照 請求書・振込受付書は、2021年5月に提出済  2021/05～2022/04 で、10,120円(9,900円+振込手数料220円) 2021/05 に、2021/05～2022/03 分の 9,276円請求済 (11ヶ月分) } 年 4月 整理番号 4-2 参照  2022/04 分の 10,120円-9,276円=844円 (今回 1ヶ月分)			

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	844円	100%	844円

支出証拠書

1/31

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ホームページの運用		
年月日	令和3年5月1日～令和4年3月31日	金額	9,276円

目的	自身の政策や活動を報告するためのホームページ運用依頼
使途	年間 管理・維持費
政務活動・ 県政との 関連性	県民に活動を広報するツールとして
<p>《領収書貼付枠》 別添 請求書・振込受付書 参照</p> <p>2021/05～2022/04 で、10,120円</p> <p>そのうち 2021/05～2022/03 分の支出証拠書を提出する。 10,120円×11/12月=9,276円</p>	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	9,276円	/	9,276円
		100%	

お振込み履歴 振込先登録 振込履歴 振込先登録 振込履歴 振込先登録 振込履歴 完了

**振込・振替を正常に受け付けました。**

引落口座

振込・振替先口座

金融機関名 三菱UFJ銀行

支店名 加賀

科目 普通預金

口座番号 2006830

受取人名 シカイトシカ

金額 **9,900円**

引落合計金額 10,120円 (税込手数料 220円)

振込依頼人名 子 シン仔

- 上記振込先を今後も利用される場合は、「振込先の登録」ボタンを押してください。
- 上記振込先に毎月自動でお振込みをされたい場合は、「おまかせ振込先に登録」ボタンを押してください。
- 同じ引落口座から続けてお振込みをされる場合は、「続けて振込を行う」ボタンを押してください。

振込先の登録

おまかせ振込先に登録

続けて振込を行う

トップページへ

請求書

〒431-1304  
 静岡県浜松市北区細江町中川7172-698  
 ラトゥール101  
 良知 駿一

売上日 2021年01月31日

No. 00001339

**Space BOGGY**

〒431-1304  
 静岡県浜松市北区細江町中川6640-20  
 TEL 053-522-3346 FAX 053-569-6979

TEL 053-523-7400 FAX 053-523-7401



商品コード・商品名	数量	単位	単価	金額	備考
ホスティング費用	12	月	500	6,000	5/1~4/30
ドメイン年間維持費	1	年	3,000	3,000	5/1~4/30
税抜額	9,000	消費税額	900	合計	9,900

<お振込先>  
 浜松いわた信用金庫 中川支店 (普) 2006830  
 シンカイトシカズ  
 備考:

支出証拠書

3/10

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・ <u>資料購入費</u> ・事務費・事務所費・人件費		
内容	日経エレクトロニクス定期購読		
年月日	令和4年 4月～令和5年 2月	金額	17,417円

目的	ICT等のエレクトロニクス分野における最先端の技術情報を調査する。
使途	1年間購入費
政務活動・ 県政との 関連性	本県においても欠かすことができない ICT を中心とした最新の技術情報を調査し、関係部局の施策等へ提言していく。
<<領収書貼付枠>> 別添 引き落とし案内 クレジット明細 参照  2022年3月号から1年(12冊) 19,000円  3月号分として、1,583円請求済 (1冊分)      4年3月 整理番号 3-9 参照 4月号～2月号分 19,000円-1,583円=17,417円 (今回11冊分)	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	17,417円	100%	17,417円



(参考)

整理番号	3-9
------	-----

支出証拠書

3/10 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 - )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要職情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	日経エレクトロニクス定期購読 (3月号分)		
年月日	令和4年3月10日	金額	1,583円

目的	ICT等のエレクトロニクス分野における最先端の技術情報を調査する。
用途	1年間購入費
政務活動・ 県政との 関連性	本県においても欠かすことができない ICT を中心とした最新の技術情報を調査し、関係部局の施策等へ提言していく。
<<領収書貼付枠>> 別添 引き落とし案内 クレジット明細 参照  2022年3月号から1年(12冊) 19,000円 3月号分 $19,000円 \times 1 \div 12 = 1,583円$	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,583円	100%	1,583円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。





A131010062105A

〒431-1304

浜松市北区 細江町中川7172-698  
ラトゥール101 良知駿一事務所

良知 駿一様

読者番号 [REDACTED] 1236-0 1/14  
A131010062105A NE 00 A4b #00000314

Sources of innovation

日経エレクトロニクス

NIKKEI ELECTRONICS

【重要】

らくらく購読コース  
ご購読料金引き落としのお知らせ

## ご購読料金引き落としのご案内

平素は「日経エレクトロニクス」をご購読いただき、まことにありがとうございます。厚くお礼申しあげます。

さて、あなた様の今回のご購読期間はまもなく終了し、新しい購読期間に入ることをお知らせいたします。

あなた様には、「らくらく購読コース」のご登録をいただいております。購読は自動継続となりますため、引き続き雑誌をお届けいたします。

ご購読の中止や購読期間の変更のお申し出がない場合は、下記の内容に基づいて購読料金をクレジットカード会社へ請求させていただきますので、予めご了承ください。

引き続きご購読いただけますようお願い申しあげます。

株式会社 日経BP

## 「日経エレクトロニクス」新しいご購読期間の内容

読者番号	[REDACTED]
契約番号	[REDACTED]
新しいご購読期間	2022年3月号から1年(12冊)
ご購読料金	19,000円(税込) ※2021年4月より購読料金を改定いたしました。
ご登録のクレジットカード	[REDACTED]
お支払い方法	一括払い

※ご登録クレジットカードの変更や、ご購読を継続されない場合は、<https://nkbp.jp/bpshopmypage> (日経BP SHOPマイページ) でお手続きください。

※「分割払い」のお取り扱いができなくなりました。今後、ご登録のクレジットカードを変更される場合は「一括払い」のみとさせていただきます。何卒ご了承ください。

※セキュリティ保持のため、お客さまのカード情報は決済代行のソニーペイメントサービス株式会社で登録・保管いたします。カードに関わるお問い合わせは、ご利用のカード会社までお願いいたします。

## ■各種お問い合わせ・よくあるご質問

<https://nkbp.jp/bpsqa>

## ■ご契約内容のご確認・購読証明出力・各種お手続き

<https://nkbp.jp/bpshopmypage>

※マイページのご利用開始時に、上記の「読者番号」「契約番号」が必要となります。



FAQ



マイページ

日経BP読者サービスセンター

〒134-8729 日本郵便株式会社 葛西郵便局 私書箱20号

支出証拠書

3/28

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和4年4月1日～令和4年4月30日	金額	30,225円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	賃借料(2022年4月分)
政務活動・ 県政との 関連性	——
<<領収書貼付枠>> 別添 通帳コピー 参照	









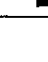


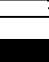






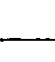
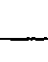
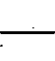




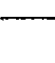


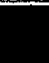
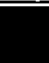










案分の理由 後援会活動と案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	60,450円	1/2 %	30,225円

入出金明細照会

ページ印刷する

照会口座 

(全40件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要 ㄨ王

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	ㄨ王
							
							
							
							
							
							
							
							
							
							
							
							
							
							
							
							
							
							
							
							
							
							

[Redacted Header]							
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]
[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]	[Redacted]

ダウンロード

(CSVファイルでダウンロード)

04月01日 06時00分時点

トップページへ

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	書籍購入		
年 月 日	令和4年4月1日	金 額	10,978 円

目 的	AI・統計関連の資料を購入する
使 途	購入費用
政務活動・ 県政との 関連性	県政の柱でもあるデジタル技術の活用において、AI・統計の知識は必須である。これらの学問ベースの知見を得ることで、今後のデジタル施策への反映に活用していく。
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	10,978 円	/	10,978 円
		100%	

注文番号 250-2717959-0211830 領収書  
このページを印刷してご利用ください。

発行日: 2022年4月4日  
注文日: 2022年3月31日  
Amazon.co.jp 注文番号: 250-2717959-0211830  
ご請求額: ¥ 10,978

良知駿一様

2022年4月1日に発送済み

注文商品	価格
1点 理工系のための数学入門 微分方程式・ラプラス変換・フーリエ解析, 秀夫, 一色 販売: アマゾンジャパン合同会社	¥ 3,080
コンディション: 新品 1点 ディープラーニングを支える技術——「正解」を導くメカニズム[技術基礎] (Tech × Books plus), 岡野原 大輔 販売: アマゾンジャパン合同会社	¥ 2,948
コンディション: 新品 1点 完全独習 統計学入門, 小島 寛之 販売: アマゾンジャパン合同会社	¥ 1,980
コンディション: 新品 1点 新装改訂版 現代数理統計学, 彰通, 竹村 販売: アマゾンジャパン合同会社	¥ 2,970
コンディション: 新品	

お届け先住所:  
良知駿一  
431-1304  
静岡県 浜松市北区細江町中川7172-698  
ラトゥール101

配送方法:  
お急ぎ便

支払い情報

支払い方法:

請求先住所:  
良知駿一  
431-1304  
静岡県 浜松市北区細江町中川  
7172-705

商品の小計: ¥ 10,978  
配送料・手数料: ¥ 0

注文合計: ¥ 10,978

ご請求額: ¥ 10,978

クレジットカードへの請求

2022年4月1日: ¥ 10,978

注文の状況を確認するには、注文内容をご覧ください。



支出証拠書

4/4

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	事務機器リース代 (2022年4月分)		
年月日	令和4年4月1日～令和4年4月30日	金額	11,664円

目的	事務所の事務機器 (複合機・PC周り) リース代
使途	リース代
政務活動・ 県政との 関連性	—

<<領収書貼付枠>>  
 別添 通帳コピー 参照  
 リース代: 23,328円

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	23,328円	1/2	11,664円
		%	

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

(全23件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要 メモ

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	メモ
001	2022年04月04日分	23,328円			出金	沖-アア付ス	[編集]
001	2022年04月25日分	2,200円			出金	SMBC(特)	[編集]
003	2022年04月27日分	60,450円			出金	SMBC(外)	[編集]
004	2022年04月27日分	39,204円			出金	相	[編集]

04月28日 06時00分時点

ダウンロード (CSVファイルでダウンロード)

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年4月6日	金額	5,740円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li><input type="checkbox"/> 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li><input type="checkbox"/> 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>
<領収書貼付枠> 別添 ご利用票兼領収書・支払証明書 参照  東海道新幹線 浜松―静岡 2,330円 静岡―浜松 2,330円  遠鉄バス 聖隷三方原病院―浜松駅 540円 浜松駅―聖隷三方原病院 540円  2,330円×2+540円×2=5,740円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5,740円	/	5,740円
		100%	

**ご利用票 兼 領収書**  
SALES SLIP AND RECEIPT

下記、正に領収致しました。

This is certify that Central Japan Railway Company has received the following.

東海旅客鉄道株式会社

Central Japan Railway Company

宛名  
RECEIVED FROM

良知駿一

様

お預かり番号  
RESERVATION NUMBER 2120

クレジットカード番号  
CARD NUMBER [REDACTED]

金額計  
TOTAL AMOUNT **¥2,330**  
(クレジットカード利用・Credit card use)

内容  
DETAIL きっぷのご購入代金  
Tickets price

購入日  
DATE OF PURCHASE 2022年4月6日

乗車日  
DATE OF DEPARTURE 4月6日

列車名・券種  
利用区間 EX自由席  
**浜松**  
FROM **静岡**  
TO

**¥2,330**



**ご利用票 兼 領収書**  
SALES SLIP AND RECEIPT

下記、正に領収致しました。

This is certify that Central Japan Railway Company has received the following.

東海旅客鉄道株式会社

Central Japan Railway Company

宛名  
RECEIVED FROM

良知駿一

様

お預かり番号  
RESERVATION NUMBER 2121クレジットカード番号  
CARD NUMBER [REDACTED]金額計  
TOTAL AMOUNT¥2,330  
(クレジットカード利用・Credit card use)内容  
DETAILきっぷのご購入代金  
Tickets price購入日  
DATE OF PURCHASE

2022年4月6日

乗車日  
DATE OF DEPARTURE

4月6日

列車名・券種  
利用区間EX自由席  
静岡  
FROM→ 浜松  
TO

¥2,330



支 払 証 明 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

(整理番号 )

下記のとおり支払ったことに相違ありません。		
2022年5月9日		
議員氏名 良知 駿一		
支払先	内容・積算の内訳	金 額 (円)
遠鉄バス	2022/4/6 聖隷三方原病院ー浜松駅	540
遠鉄バス	2022/4/6 浜松駅ー聖隷三方原病院	540

※ 本様式は、公共交通機関で領収書等が発行されない場合の運賃（例：私鉄・路線バス等への現金乗車）及び回数券で有料道路を利用した場合の1回分の利用料金に限り使用することができる。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告書を郵送		
年月日	令和4年4月11日	金額	16,660円

目的	県政報告書を発送
使途	郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	県の施策、定例会報告、活動状況等を県民に報告する。
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 参照  定形外郵便 140円×119通=16,660円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	16,660円	/	16,660円
		100%	

# 領収書

第 191294-13 号

おなまえ	良知馬交-事務所 様		<領収内訳>		<備考>
受領金額	円	千	百	円	現金 円 小切手 円 切手 16,660 円 証紙 円 キャッシュレス決済 円 (決済ブランド名: )
	円	1	6	660	
内消費税額		円	※ 金額欄を訂正しているものは無効です		

お取引の内容	
郵便	切手・葉書・印紙・販売品の販売 郵便料金の収納 (別納 計器予納金 受取人払) (着払 その他 )
貯金	
保険	保険料の払込み
物販等	店頭販売商品の販売 カタログ販売 その他( )

お取引の内容 (枚・個・通) 件

第一種郵便物 @ 140円 × 119 (枚・個・通) 件

(@ 円) × (枚・個・通) 件

(@ 円) × (枚・個・通) 件

(@ 円) × (枚・個・通) 件

(@ 円) × (枚・個・通) 件

保険証券(書)の記号番号

払込期間及び払込月数

年 月期から 年 月期まで 年 か月分

年 月期から 年 月期まで 年 か月分

(申込書番号)

上記の金額を、確かに領収いたしました。

取扱郵便局 細江湖東簡易 郵便局

4 年 4 月 11 日

電話番号 (053) 523-1478

日本郵便株式会社

(所在地：東京都千代田区大手町2丁目3番1号)

取扱者氏名

【郵便局】  
収入印紙

課税相当額  
以上貼付

取扱者  
印

※ 裏面の「ご注意」欄をご確認ください。

第 191294-13 号





支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広報費・要請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年4月13日	金額	3,420円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

<領収書貼付枠> 別添 利用証明書 参照  ① 浜松SA—静岡SA : 1,710円 ② 静岡SA—浜松SA : 1,710円  ① + ② = 3,420円	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>    料金所(自) 浜松SAスマート 料金所(至) 静岡SAスマート  22年 4月13日 12時14分  通行料金 ￥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A45204-130936-011232 (確) <small>※通行料金は消費税率10%対象です。                  ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>    料金所(自) 静岡SAスマート 料金所(至) 浜松SAスマート  22年 4月13日 18時5分  通行料金 ￥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A45204-130936-012636 (確) <small>※通行料金は消費税率10%対象です。                  ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
	046	



案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,420円	100%	3,420円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年4月22日	金額	3,590円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

<<領収書貼付枠>> 別添 利用証明書 参照  ① 遠州豊田ー静岡 : 1,880円 ② 静岡SAー浜松SA : 1,710円  ① + ② = 3,590円	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>    料金所(自) 遠州豊田スマート 料金所(至) 静岡  22年 4月22日 12時32分  <hr/> 通行料金 ¥1,880- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A46204-226703-798239 (確) <small>※通行料金は消費税率10%対象です。                  ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>    料金所(自) 静岡SAスマート 料金所(至) 浜松SAスマート  22年 4月22日 19時10分  <hr/> 通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A46204-226703-799534 (確) <small>※通行料金は消費税率10%対象です。                  ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
	046	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,590円	100%	3,590円

整理番号 4-15

支出証拠書

4/26

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (2022年4月分)		
年月日	令和 4年 4月 1日~令和 4年 4月 30日	金額	7,550 円

目的	情報収集
使途	新聞購読料 (静岡新聞, 日本経済新聞)
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》

領収証 (口座振替)

支店 01 区域 042 口座 018 良知駿一 101 振様

品名	数量	金額(円)	備考	領収金額 (含消費税)
※静岡新聞	1	3,300		7,550 円
※日本経済新聞朝刊	1	4,250		
10%対象 0 (内消費税 0)				2022 年 04 月分
8%対象 7,550 (内消費税 559)				領収致しました。
				年 月 日

株式会社 ニュース細江  
浜松市北区細江町中川543



本店 053-522-0261

係

ご購入ありがとうございます。本証をこ保存下さい。金額その他を訂正したものは無効です。

領収日: 令和4年4月26日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	7,550 円	100%	7,550 円

支出証拠書

4/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	民間 IT 企業視察 (東京都)		
年月日	令和 4 年 4 月 27 日	金額	16,599 円

目的	県政の柱の一つに ICT の活用があげられている。この点については民間企業の協力が不可欠である。民間企業とのコネクションを作るとともに、最新の技術動向や取組を紹介してもらう。
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	本県の総合計画においてもデジタル化の推進が柱の一つとしてあげられている。デジタル活用の分野では民間企業が先行している。技術や他の自治体の動き等を参考とできる。
<<領収書貼付枠>> 別添 利用票・請求明細書・支払証明書 参照  交通費 浜松駅—(東海道新幹線・7,710 円)—品川駅—(JR 山手線・157 円)—目黒駅—【株式会社パスコ】—目黒駅—(JR 山手線・157 円)—渋谷駅—【グーグル合同会社】—渋谷駅—(JR 山手線)—代々木駅—(JR 総武線・168 円)—飯田橋駅—【株式会社モリサワ】—飯田橋駅—(JR 総武線)—秋葉原駅—(JR 山手線・157 円)—東京駅—(東海道新幹線・7,710 円)—浜松駅—(遠鉄バス・540 円)—聖隷三方原病院  7,710 円+157 円+157 円+168 円+157 円+7,710 円+540 円=16,599 円	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	16,599 円	100%	16,599 円

¥5,426

関連サイト

メニュー

利用年月日	入場駅 / 事業者	出場駅 / 降車場所	利用額	残額	メモ
2022/04/27	JR東 飯田橋	JR東 東京	¥157	¥5,589	
2022/04/27	JR東 渋谷	JR東 飯田橋	¥168	¥5,725	
2022/04/27	JR東 目黒	JR東 渋谷	¥157	¥5,893	
2022/04/27	JR京 品川	JR東 目黒	¥157	¥6,050	
2021/12/24					
2021/12/23					
2021/12/23					
2021/12/22					
2021/12/22					
2021/12/22					
2021/05/28					
2021/05/28					
2021/04/22					
2021/01/09					
2021/01/09					
2021/01/09					
2021/01/09					
2020/12/14					

**EXご利用票 (座席のご案内)**  
Seat Information

22年 4月27日  
¥7,710 3001/予2122浜松6007  
000451927694

浜松 ▶ 品川  
7:51発 9:02着

ひかり634号 7号車 11番E席

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。  
記号以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません  
ご利用票では改札口は通れません

**EXご利用票 (座席のご案内)**  
Seat Information

22年 4月27日  
¥7,710 3001/予2123東京6204  
000251815740

東京 ▶ 浜松  
19:03発 20:27着

ひかり659号 6号車 15番E席

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。  
記号以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません  
ご利用票では改札口は通れません

### 支 払 証 明 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

(整理番号 4-16 )

下記のとおり支払ったことに相違ありません。		
2022年5月6日		
議員氏名 良知 駿一		
支払先	内容・積算の内訳	金額 (円)
遠鉄バス	2022/04/27 浜松駅—聖隷三方原病院	540

※ 本様式は、公共交通機関で領収書等が発行されない場合の運賃（例：私鉄・路線バス等への現金乗車）及び回数券で有料道路を利用した場合の1回分の利用料金に限り使用することができる。

県外調査概要書

令和4年4月29日

会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ  
良知 駿一

<p>目的</p>	<p>県政の柱の一つに ICT の活用があげられている。この点については民間企業の協力が不可欠である。民間企業とのコネクションを作るとともに、最新の技術動向や取組を紹介してもらう。</p>
<p>年月日</p>	<p>令和4年4月27日</p>
<p>場所</p>	<p>株式会社パスコ（目黒区）・Google合同会社（渋谷区）・株式会社モリサワ（新宿区）</p>
<p>内容</p>	<p>1 行程                  浜松駅—（東海道新幹線）—品川駅—（JR 山手線）—目黒駅—【株式会社パスコ】—目黒駅—（JR 山手線）—渋谷駅—【Google合同会社】—渋谷駅—（JR 山手線）—代々木駅—（JR 総武線）—飯田橋駅—【株式会社モリサワ】—飯田橋駅—（JR 総武線）—秋葉原駅—（JR 山手線）—東京駅—（東海道新幹線）—浜松駅—（遠鉄バス）—聖隷三方原病院</p> <p>2 応対者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 株式会社パスコ                     <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本事業部 執行役員 事業部長：██████氏</li> <li>事業統括本部 副本部長（兼）G空間DX推進部 部長：██████氏</li> <li>営業三部 部長：██████氏</li> <li>東日本事業部 技術センター社会情報部 副部長：██████氏</li> <li>事業推進室 副室長：██████氏</li> <li>空間情報コンサルタント室 コンサルタント課 課長：██████氏</li> <li>事業推進室 事業推進課 主任営業：██████氏</li> <li>静岡支店 支店長：██████氏</li> <li>静岡支店 技師長：██████氏</li> </ul> </li> <li>● Google合同会社                     <ul style="list-style-type: none"> <li>営業戦略本部 官公庁担当 マネージャー：██████氏</li> </ul> </li> <li>● 株式会社モリサワ</li> </ul>

グローバル統括部 フォントソリューション課： ████████ 氏

営業企画部 公共ビジネス課 課長： ████████ 氏

営業企画部 公共ビジネス課 係長： ████████ 氏

### 3 聴取内容

#### 【株式会社パスコ】

- 国内 47 都道府県の拠点、また海外にも拠点を置き、グループ従業員は 2,500 人を超える。警備会社のセコムが親会社。
- スタートは航空測量。航空機に搭載した航空測量用のカメラで、国土を撮影し、その航空写真をもとに、戦後の復興のために地図を作っていた。その後、地図を納品するだけでなく、地図を使うシステムサービスの提案へと事業を拡大。
- 衛星事業  
宇宙～水域の広範囲。日本で人工衛星を用いてデータ取得等に活用している民間企業はパスコのみということ（NEC や三菱はメーカー）。人工衛星の制御システム等を開発、自社で運用している。この人工衛星は 30cm レベルでの解像度を持つ。また、光学衛星(ALOS-3)のシステム開発・運用も手掛けている。
- 災害緊急撮影  
約 500m の上空から撮影。昨年の熱海市土石流災害において現場を自主的に撮影、3次元点群データを取得したのはパスコ。
- 干渉 SAR  
衛星によって地盤変動をモニタリングする技術。mm 単位の精度。静岡県においても変動箇所をモニタリングしており、パスコでは砂防事業や盛土対策での本県での活用を目指している。
- 3次元点群データ  
衛星、航空機、MMS（Mobile Mapping System、自動車）、手持ちのレーザー発射装置により、3次元点群データ収集事業を行っている。このデータを用いることで都市景観を再現できる。この再現した仮想都市で日照や防犯カメラ位置、携帯電話の電波の範囲、ドローンの飛行経路などをシミュレートすることができる。このような都市計画への活用は経産省や国交省の補助事業でもあるとのこと。  
3次元点群データの取得コストは、データの解像度や時間的コスト等のバランスを考えると MMS によるものが一番安いだろうとのこと。航空機で県全域のデータを収集すると 15 億円くらい。時間的なコストにおいては西伊豆だけで半年くらい、年間の中でも梅雨以外など収集できる時期が限られる。衛星でも半年はかかる。



- GIS 自治体クラウド  
GIS(Geographic Information System: 地理情報システム) は地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ (空間データ) を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術である。パスコでは PasCAL という GIS を展開している。PasCAL は CSV などのオープンフォーマット形式で地図情報と連携するデータを入力可能で、PasCAL 独自のファイル形式を使っていないという特徴がある。そのため、扱うデータの点ではベンダーロックインを回避することが可能である。データ処理はクラウド上のサーバーで行い、表示をクライアント側で行う。
- 河川や橋梁の監視など親会社のセコムとの連携を模索している。
- 会派の勉強会をパスコに依頼することを検討している。

【グーグル合同会社】

- GAF A の一つである世界的企業の Google の日本法人である。
- 参考までに社内の一部を案内してもらったが、デザインやレイアウト等、日本企業とは異なるセンスを持ち合わせており、福利厚生が非常に充実していると感じた。
- 様々な分野を手掛けている Google であるが、自治体 DX にも手を伸ばしている。その中でも特に人材育成に力を入れている。自治体 DX 関連の社員を5名から10名程度に拡張。
- DX においてはルール整備やデジタルマーケティングの観点が重要。栃木県は日本で初めて CMO(Chief Marketing Officer)の役職を設置。浜松市は魅力的ではあるが認知度が低く、デジタルマーケティングが必要である。また、Go to トラベル事業においては、そもそも旅行する気がない人へのアプローチが重要。
- 自治体 DX は「発信」から進められていくことが多く、情報氾濫の中、如何に発信情報を目立たせていくが。
- 防災に関しては、Google の持つ検索エンジンを活用。
- グーグル合同会社は入札参加資格を持っていない。そのため、逆に行政へ第3者的にデータやスキルを提供できる。
- 首長のデジタル化への意識が大切。
- 行政は広報「事業」への予算が小さい傾向にある。

【株式会社モリサワ】

- 日本最大のフォントベンダーである。
- 現在、メタバース向けフォントを開発中であり、標準化を進めている。

- コーポレートフォント  
企業のイメージに合うフォントを提供している。例えばフジフィルム (UD 新ゴがベース)。自治体だと横浜市がコーポレートフォントを持っている。
- UD フォント  
モリサワは「伝える」から「伝わる」情報発信を目指している。UD (ユニバーサルデザイン) フォントとは、より多くの人にとって、「文字の形が分かりやすく」「読み間違えにくい」「文章が読みやすい」フォントである。自治体組織においては、行方市・いなべ市・三芳町が UD フォントを導入。誤読の回避や読みの速度の観点から、約 1,500 人換算で約 3,320 万円の価値を創出できるとしている。生駒市においては全小中学校で UD フォントを導入し、学習意欲の向上、学力向上を期待している。ディスレクシア (読み書きの障害) に対しても線幅が同じ UD フォントが有効であるとしている。
- MC Catalog+  
MC Catalog+は紙媒体をデジタル化し、スマートフォンやタブレット端末に配信するツールである。英語・中国語をはじめとした 9 カ国後に翻訳できる。
- Web フォント  
通常ユーザーそれぞれの環境のフォントで Web サイトは表示されているが、Web フォントを利用すると Web サイト運営者が指定したフォントでサイトを表示することができる。テキストデータそのものを変更するわけではないので、サイトの読み上げ機能をそのまま残すことができる。また、多言語への翻訳も容易である。費用は 1,000 万 pv/年のケースで 52,800 円/年。Web フォントを利用している自治体数は 50 程度、民間では数え切れていない。
- 会派の勉強会をモリサワに依頼することを検討している。

#### 4 県政への反映

民間企業数社からそれぞれが持つ製品や技術を紹介してもらった。同行してもらったデジタル戦略局の職員を通じ、担当の部局に技術の紹介していきたい。また、同会派所属議員にも共有し、議会全体の ICT の知識を深めていきたい。

\*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

支出証拠書

4/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <b>事務費</b> ・事務所費・人件費		
内容	自動車リース料 (令和4年4月分)		
年月日	令和 4年 4月 1日～令和 4年 4月 30日	金額	19,402 円

目的	
使途	
政務活動・ 県政との 関連性	
<p>《領収書貼付枠》 別添 通帳コピー 参照</p> <p>月額リース代 39,204 円のうち、対象外経費(自動車重量税)を除いた 38,804 円(※)の 1/2 相当額を請求する。</p> <p>38,804 円 × 1/2 = 19,402 円</p> <p>※リース料支払総額 3,293,136 円 - 対象外経費(自動車重量税) 33,600 円 = 3,259,536 円 3,259,536 円 ÷ 84 回分割 = 38,804 円</p>	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	38,804 円	1/2 %	19,402 円

入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

(全23件) 並び替え: 番号 | 日付 重要 元玉

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	元玉
001	2022年04月04日分	23,328円			出金	オプア付込	[編集]
003	2022年04月27日分	60,450円			出金	SMBC(お預)	[編集]
004	2022年04月27日分	39,204円			出金	初	[編集]

ダウンロード (CSVファイルでダウンロード)

04月28日 06時00分時点

自動車リース申込書並びに保証委託申込書 ・ オリコカード入会申込書

契約番号 [ ] - [ ] - [ ] - [ ]

お申込年月日 令和元年8月9日 契約年月日

株式会社オリコオートリース  
本社/東京都千代田区麹町6丁目2番地1

株式会社オリコオートリース  
本社/東京都千代田区麹町6丁目2番地1

帳票管理番号: 2LCBK04P-L201

新車市場  
SHINGO AUTO MARKET

B お客さま用

※連帯保証人予定者は、本契約成立の際、連帯保証人となります。

お申込者 (甲)

フリガナ※ ラチシュンイチ  
お名前※ 良知駿一  
ご住所※ 〒431-1304 静岡県浜松市 北区細江町 中川  
電話※ 自宅 053-523-2282 携帯※ [ ]

お名前  
連帯保証人 予定者 ※  
お申込者との関係※

リース車両の内容

車名	スズキ ソリオ		
グレード	HYBRID MX		
登録	新車	型式	DAA-MA36S
オプション	ナンバープレート&ロックホックセット、サイドロッドガードアミラー、クリーンエアフィルター、マルチルーフバー(サイド)、マルチルーフバー(センター)、ラゲージマット(ウオタイク)、ルームランプバルブ(フロント用)、ETC車載器(ビルトインタイプ)、ETCセットアップ手数料、ドアアンカー/フロッグシオンフィルム、ドラレコ搭載SD社DVRAVN-D&Wその他		
ナンバー区分	自家用ナンバー	排気量	1,200cc
色			
売主	表記代理店		
車両使用場所	お申込住所と同一		
事業所名		電話	
書類送付先	お申込住所		

車検のご案内等のメンテナンス関係書類は車両の使用場所に送付します。

\* 預金口座へのご入金、お支払日の前日までにお願致します。

- カード申込はご契約者が個人さまの場合のみのお取扱となります。
- 本契約の連帯保証人はカードの債務について責を負いません。
- カードご利用の場合、お支払方法は本契約と同一の方法となります。(口座振替)

重要事項の確認を必ずお願いします

リース期間満了時点の車両査定価格と右記残存価格に差額が発生した場合は差額精算となります。車両査定価格が残存価格より低い場合、差額はお客様のご負担となります。

代理店... (商品(役務)等のお問い合わせ先)

名称 msj松下自動車有限会社  
代表者 松下英彦  
住所 浜松市北区細江町気賀603-2  
電話 053-523-0816  
担当者氏名 [ ]

ご契約の内容

1	リース期間	車両登録日(または名義変更日)から	84ヶ月	*リース開始日・満了日は別途、納車確認書にてご通知します。		
	月額リース料	月額リース料	36,300 円	消費税	2,904 円	①合計 39,204 円 84 回②
		ボーナス月リース料	0 円	消費税	0 円	③合計 0 円 0 回④
2	別枠リース料(現金)	別枠リース料	0 円	消費税	0 円	⑥合計 0 円
		お支払総額	リース料総額 3,049,200 円	消費税総額 243,936 円	お支払総額 (⑤+⑥) 3,293,136 円	
支払方法		初回支払月	リース開始月の翌月(注)	初回合算回数	2 回	初回支払額 78,408 円 (消費税込)
別枠リース料は除く(注)口座振替手続の関係上、初回支払月がリース開始月の翌々月となることがあります。 毎月27日口座振替(丙の口座に振替)						
3	リース料に含まれる費用	<input type="checkbox"/> 登録諸費用	<input type="checkbox"/> 自動車重量税 (全期間)	x メンテナンスサービス		
		<input type="checkbox"/> 自動車取得税/自動車购置税(別注)	<input type="checkbox"/> 自動車損害賠償責任保険料 (全期間)			
		<input type="checkbox"/> 自動車税	<input checked="" type="checkbox"/> 自動車任意保険料 (頂番7参照)	(頂番4参照)		
4	メンテナンスサービス内容	x		x		
		x		x		
		x		x		
		x		x		
		x		x		
		x		x		
		x		x		
		x		x		
5	残存価格	オープン・エンド契約(精算あり)	181,000円 (消費税別)	6	契約走行キロ	月間 1,000km
7	特約事項	<p>支払総額 消費税  <math>3,293,136 \text{円} - 33,600 \text{円} = 3,259,536 \text{円}</math>  <math>3,259,536 \text{円} \div 84 \text{ヶ月} = 38,804 \text{円/月}</math></p> <p>取崩活動費充当額  <math>38,804 \text{円/月} \times 1/2 = 19,402 \text{円}</math></p>				

19 08/09 FRI 15:38 FAX 053 523 7401 良知駿一事務所 〒431-1304 浜松市北区細江町気賀603-2 001/001

# 新車価格表

# SOLIO



(この価格表は、静岡県西部地区のものです)  
2019年4月1日 現在

## ■付属品セット明細(★印は取付工賃を含んでいます。)

(単位:円)

	付属品価格(消費税抜価格)	
	★	(★)
フロアマット・ジュタン	28,782	26,650
ワイドバイザー	19,386	17,950
ナンバープレートリム&ナンバープレートロックボルトセット	6,372	5,900
緊急工具セット ※1	11,016	10,200
スズキSGコート ※2	32,400	30,000
付属品合計額	97,956	90,700

※1 緊急工具セットの内容についてはアクセサリカタログを参照してください。  
※2 スズキSGコートは車両本体のみの価格です。

## ■ボディカラー説明

ZNA: クラレットレッドメタリック	ZWC: ネオンブルーメタリック	ZMV: スーパーブラックパール
ZYK: ラッシュイエローメタリック	ZWG: スピーディーブルーメタリック	ZVR: ピュアホワイトパール
ZVS: クラッシーブラウンメタリック	ZMU: スターシルバーメタリック	ZVW: ミッドナイトバイオレットメタリック

## ■重量税(3年)

2019年4月30日まで 2019年5月1日から

車種	2WD	▲	重量税	
			2019年4月30日まで	2019年5月1日から
G (1トン以下)	2WD	▲	11,200円	11,200円
	4WD		24,600円	24,600円
HYBRID MX・HYBRID MZ (1トン以下)	2WD	■	7,500円	11,200円
	4WD	▲	11,200円	11,200円
HYBRID SX・HYBRID SZ (1トン以下)	2WD	●	3,700円	7,500円
	4WD			

重量税  
37ヶ月  
24ヶ月  
計30ヶ月×11,200円  
33,600円

## ■自賠責保険(乗用)

36ヶ月	35,950円
37ヶ月	36,780円

## ■JAF加入

6,000円	入会金 2,000円
	年間費 4,000円

## ■自動車税(年間)

(単位:円)

車種	税額	年間税額	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1000cc超~1500cc以下		34,500	31,600	28,700	25,800	23,000	20,100	17,200	14,300	11,500	8,600	5,700	2,800	—

## ■リサイクル料金内訳

\*リサイクル料金は価格に含まれておりません。別途必要になります。

預託金(非課税) 9,770円					資金管理料金 290円		合計
シュレッダーダスト	エアバッグ類 ※1	フロン類	情報管理料金	税抜	消費税		
5,800円	1,980円	4個 [6個]	1,860円	130円	269円	21円	10,060円

※1.エアバッグ2個 [4個]とシートベルトプリテンショナー2個の合計装備個数となります。  
※2.資金管理料金は消費税課税対象となります。

- 本価格は付属品価格を含む弊社店頭渡し価格です。
- 車両本体のみでも購入できます。
- 店頭渡現金価格には税金(消費税を除く)、保険料、登録等に伴う費用は含まれておりません。
- 消費税課税品目は、車両本体、付属品、代 hands 手数料です。
- ボディコートの価格は車種によって異なります。
- 本価格は予告なしに変更することがあります。

販売店名



支取年月日  
 請求額  
 請求額内訳  
 月払い分  
 ボーナス払い分  
 翌月繰越残高

支取年月日	請求額	請求額内訳		翌月繰越残高	支取年月日	請求額	請求額内訳		翌月繰越残高
		月払い分	ボーナス払い分				月払い分	ボーナス払い分	
3 927	39204	39204	0	2273832	7 327	39204	39204	0	627264
3 1027	39204	39204	0	2234628	7 428	39204	39204	0	588060
3 1129	39204	39204	0	2195424	7 527	39204	39204	0	548856
3 1227	39204	39204	0	2156220	7 627	39204	39204	0	509652
4 127	39204	39204	0	2117016	7 728	39204	39204	0	470448
4 228	39204	39204	0	2077812	7 827	39204	39204	0	431244
4 328	39204	39204	0	2038608	7 929	39204	39204	0	392040
4 427	39204	39204	0	1999404	7 1027	39204	39204	0	352836
4 527	39204	39204	0	1960200	7 1127	39204	39204	0	313632
4 627	39204	39204	0	1920996	7 1229	39204	39204	0	274428
4 727	39204	39204	0	1881792	8 127	39204	39204	0	235224
4 829	39204	39204	0	1842588	8 227	39204	39204	0	196020
4 927	39204	39204	0	1803384	8 327	39204	39204	0	156816
4 1027	39204	39204	0	1764180	8 427	39204	39204	0	117612
4 1128	39204	39204	0	1724976	8 527	39204	39204	0	78408
4 1227	39204	39204	0	1685772	8 629	39204	39204	0	39204
5 127	39204	39204	0	1646568	8 727	39204	39204	0	0
5 227	39204	39204	0	1607364					
5 327	39204	39204	0	1568160					
5 427	39204	39204	0	1528956					
5 529	39204	39204	0	1489752					
5 627	39204	39204	0	1450548					
5 727	39204	39204	0	1411344					
5 828	39204	39204	0	1372140					
5 927	39204	39204	0	1332936					
5 1027	39204	39204	0	1293732					
5 1127	39204	39204	0	1254528					
5 1227	39204	39204	0	1215324					
6 129	39204	39204	0	1176120					
6 227	39204	39204	0	1136916					
6 327	39204	39204	0	1097712					
6 430	39204	39204	0	1058508					
6 527	39204	39204	0	1019304					
6 627	39204	39204	0	980100					
6 729	39204	39204	0	940896					
6 827	39204	39204	0	901692					
6 927	39204	39204	0	862488					
6 1028	39204	39204	0	823284					
6 1127	39204	39204	0	784080					
6 1227	39204	39204	0	744876					
7 127	39204	39204	0	705672					
7 227	39204	39204	0	666468					



支出証拠書

4/27

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請稟請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <u>事務所費</u> ・人件費		
内容	事務所賃借料		
年月日	令和4年5月1日～令和4年5月31日	金額	30,225円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	賃借料 (2022年5月分)
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別添 通帳コピー 参照	

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と案分	60,450円	1/2	30,225円
		%	

### 入出金明細照会

ページを印刷する

照会口座

(全23件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要 残高

番号	日付	お支払い金額	お預り金額	差引残高	取引	摘要	残高
001	2022年04月04日分	23,328円			出金	外-ア-ア-ア-ア	[編集]
003	2022年04月27日分	60,450円			出金	SMBC(イ-イ-イ)	[編集]
004	2022年04月27日分	39,204円			出金	初	[編集]

ダウンロード

(CSVファイルでダウンロード)



04月28日 06時00分時点

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請謝辞活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県庁にて調査		
年月日	令和4年4月28日	金額	3,420円

目的 (該当項目に丸印)	部局事業ヒアリング・地元要望活動・会派内調整打合せ・政務活動資料の整理
用途 (該当項目に丸印)	交通費・宿泊費・駐車料
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。</li> <li>地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。</li> <li>確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。</li> <li>議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。</li> <li>会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。</li> </ul>

<領収書貼付枠> 別添 利用証明書 参照  ① 浜松SA—静岡SA : 1,710円 ② 静岡SA—浜松SA : 1,710円  ① + ② = 3,420円	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>    料金所(自) 浜松SAスマート 料金所(至) 静岡SAスマート  22年 4月28日 10時32分  <hr/> 通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A31204-286052-849423 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。                  ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>	ご利用ありがとうございます。 <b>利用証明書</b>    料金所(自) 静岡SAスマート 料金所(至) 浜松SAスマート  22年 4月28日 18時28分  <hr/> 通行料金 ¥1,710- (ETCクレジット) 車種 1 取扱番号 A31204-286096-860220 <small>※通行料金は消費税率10%対象です。                  ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。</small>
---	---	---

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	3,420円	100%	3,420円

支出証拠書

4/28

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読 (2022年4月分)		
年月日	令和4年4月1日～令和4年4月30日	金額	930円

目的	情報収集
使途	新聞購読料 (赤旗日曜版)
政務活動・ 県政との 関連性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。

《領収書貼付枠》

良知駿一 様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	* 1	930

日本共産党発行の  
**しんぶん赤旗**  
領収書

930円

2022年4月分  
上記の金額たしかにいただきました。  
ありがとうございました。

日本共産党西部地区委員会  
〒433-8122  
浜松市中区上島 2-13-17  
TEL 053-474-2145

\*印は税率8%

領収日 4/28 扱者 [Redacted]

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	930円	100%	930円

支出証拠書 (自動車燃料代)

【4月分】 4/28

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知 駿一)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費	925.8	18円 × 925.8km	16,664

○※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による案分: 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 良知 駿一

《領収書貼付枠》

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである。	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	16,664 円	100 %	16,664 円

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
4/2	地元案件対応	事務所—西区呉松町地内 (往復)	11.6
4/2	意見交換 (観光・小学校教育)	事務所—KAReN HaMaNaKo かんざんじ荘 (往復)	16.3
4/4	意見交換 (男性育児休業)	事務所—磐田市下野部地内	20.8
4/4	意見交換 (住宅脱炭素)	磐田市下野部地内—浜北区染地台地内—事務所	32.9
4/8	地元案件対応	事務所—都田町地内 (往復)	18.4
4/9	意見交換 (障害者福祉)	事務所—あいホール (往復)	17.1
4/9	意見交換 (産業・文化財)	事務所—三ヶ日町岡本地内 (往復)	37.8
4/12	意見交換 (浜松湖西豊橋道路)	事務所—愛知県豊橋市花田町西宿地内 (往復)	85.3
4/13	議員総会・政調会	事務所—県庁 (往復)	157.6
4/14	意見交換 (地元課題)	事務所—細江町中川地内—細江町気賀地内—事務所	21.1
4/15	意見交換 (障害者福祉)	事務所—三幸町地内 (往復)	6.6
4/15	県政報告 (地元企業の集会冒頭で)	事務所—テクノランド細江 (往復)	5.0
4/18	地元案件対応	事務所—細江警察署—都田町地内—北土木整備事務所—事務所	30.5
4/20	県政報告 (地元企業の集会冒頭で)	事務所—東区上西町地内 (往復)	27.1
4/22	事業ヒアリング (西部農林事務所の取組)	事務所—阿部卓也県議事務所	9.1
4/22	政調会	阿部卓也県議事務所—県庁—事務所	164.3
4/23	意見交換 (e-スポーツ)	事務所—中区鍛冶町地内 (往復)	29.8
4/24	意見交換 (労働問題)	事務所—浜名湖ガーデンパーク	13.8
4/24	意見交換 (子ども会)	浜名湖ガーデンパーク—みをつくし文化センター—事務所	26.3
4/25	意見交換 (産業)	事務所—HI-Cube (往復)	26.0
4/25	意見交換 (自然保護)	事務所—大原町地内 (往復)	10.8
4/28	地元案件対応	事務所—県庁 (往復)	157.6
合 計			925.8